弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則

（平成二十五年一月十七日規則第百五十五号）

改正　平成二五年　三月一四日
同　二七年　三月一九日
同　二七年一二月一八日
同　二九年　一月一九日
令和　三年　六月一八日
同　四年一一月一六日
同　五年　七月一三日

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　法律相談センター援助事業（第三条―第十一条）
第三章　公設事務所援助事業
第一節　通則（第十二条）
第二節　公設事務所弁護士（第十三条―第十六条）
第三節　公設事務所支援委員会（第十七条―第十九条）
第四節　公設事務所の設置、廃止等（第二十条―第二十四条）
第五節　公設事務所弁護士に対する援助等（第二十五条・第二十六条）
第六節　雑則（第二十七条―第二十九条）
第四章　偏在対応弁護士等経済的支援事業
第一節　通則（第三十条）
第二節　偏在対応弁護士独立開業支援補助金（第三十一条―第三十七条）
第三節　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金（第三十八条―第四十四条）
第四節　偏在対応特別独立開業等支援補助金（第四十五条―第四十七条の二）
第五節　偏在対応弁護士等移転支援補助金（第四十七条の三・第四十七条の四）
第六節　偏在対応復旧費用支援補助金（第四十七条の五・第四十七条の六）
第五章　新人弁護士等準備・養成等援助事業
第一節　通則（第四十八条）
第二節　新人弁護士等準備支援補助金（第四十九条―第五十四条）
第三節　新人弁護士等養成事務所及び新人弁護士等に対する援助等
第一款　新人弁護士等養成事務所等の登録（第五十

五条―第五十八条）
第二款　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金（第五十九条―第六十二条）
第三款　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金（第六十三条―第六十六条）
第四款　養成を受ける新人弁護士等に対する援助（第六十七条）
第五款　日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出（第六十八条）
第四節　偏在対策拠点事務所開設援助金（第六十九条―第七十一条）
第六章　弁護士過疎・偏在対策に関する活動（第七十二条）
第七章　会計（第七十三条―第七十六条）
第八章　雑則（第七十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程（会規第九十四号。以下「規程」という。）第四条の規定に基づき、弁護士過疎・偏在対策事業の内容、手続及び日弁連ひまわり基金（以下「基金」という。）の収入、支出、管理等その他規程を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　弁護士過疎・偏在対策事業　規程第二条の事業をいう。

二　第一種弁護士過疎地域　次のイからニまでのいずれかに該当する地域をいう。

イ　地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に所在する法律事務所（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の十七ただし書の規定により社員が常駐しない弁護士法人の従たる法律事務所及び外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の十

七ただし書の規定により弁護士である社員が常駐しない弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の従たる法律事務所を除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）の数が三以下のもの

ロ　イの地域に所在する法律事務所の数が四以上十以下である場合において、病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、イに準ずると認められる地域

ハ　地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する地域の一部のうち、地理的、行政的、経済的及び文化的な観点を総合的に考慮して一つのまとまりがあると認められる地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が三以下のもの

ニ　ハの地域に所在する法律事務所の数が四以上十以下である場合において、病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、ハに準ずると認められる地域

三　第二種弁護士過疎地域　次のイ又はロのいずれかに該当する地域をいう。

イ　地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する

地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が十以下のもの（第一種弁護士過疎地域に該当するものを除く。）

ロ　イの地域に所在する法律事務所の数が十を超える場合において、病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、イに準ずると認められる地域

四　法律相談サービス特別支援対象地域　地理的に一つのまとまりがあると認められる地域であって、当該地域において法律事務所がなく、当該地域から最寄りの法律相談センターへのアクセス時間、当該地域における法律相談の需要等を総合的に考慮して、法律相談サービスを提供する特別な対策が必要と認められる地域をいう。

五　偏在解消対策地区　次のイからニまでのいずれかに該当する地域（会長が細則で定める日において該当するものを含む。）をいう。

イ　地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に法律事務所を置く弁護士一人当たりの人口が三万人を超えるもの

ロ　簡易裁判所の管轄区域に該当する地域であって、

当該地域に法律事務所（社員又は使用人である弁護士が常駐しない弁護士法人又は共同法人の従たる法律事務所を除く。ハにおいて同じ。）が二か所以上存在しないもの

ハ　市町村であって、当該地域に法律事務所が存在しないもの

ニ　イからハまでのいずれかに準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会又は当該地域を管轄区域とする高等裁判所に対応する弁護士会連合会が偏在解消対策地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの

六　特別独立開業等支援対象地区　偏在解消対策地区であって、次のイ又はロのいずれかに該当する地域をいう。

イ　第一種弁護士過疎地域であって、国選弁護事件、当番弁護事件及び民事法律扶助事件のいずれかを受任する弁護士が一名以下であるもの

ロ　イに掲げる地域に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会又は当該地域を管轄区域とする高等裁判所に対応する弁護士会連合会が特別独立開業等支援対象地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの

七　公益的活動　国選弁護事件、国選付添事件、当番弁護事件、法律援助事件、民事法律扶助事件その他これらに準じる事件を受任して弁護士の職務を行うことをいう。

八　法律相談センター　弁護士会又は弁護士会連合会が行う法律相談事業の用に供する特定の施設をいう。

第二章　法律相談センター援助事業

（法律相談センター援助事業）

第三条　日本弁護士連合会（以下「本会」という。）は、この章に定めるところにより、法律相談センター援助事業として、弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で弁護士過疎地域に法律相談センターを設置して法律相談事業を行う場合において、当該弁護士会又は弁護士会連合会に対し、その申請により、法律相談センターの設

置及び運営に関する援助（以下「法律相談センター援助」という。）を行う。

（法律相談センター援助の対象）

第四条　本会は、弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で行う法律相談事業が次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、法律相談センター援助を行う。

一　法律相談センターが次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

イ　申請に係る年度（毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）のいずれかの日において第一種弁護士過疎地域、第二種弁護士過疎地域又は法律相談サービス特別支援対象地域に該当する地域に設置されるものであること。

ロ　弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で設置するものであること。

ハ　弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で行う法律相談事業の拠点であることが明確であること。

二　弁護士による法律相談を実施するものであること。

三　おおむね毎週一回（離島その他法律相談センターの設置場所によっては、会長が定める割合）以上法律相

談の開催を予定すること。

四　予約の受付の時間、方法等が明確であること。

五　相談者が法律相談を担当した弁護士に当該事件を依頼すること又は他の弁護士の紹介を受けることができること。

六　法律相談サービス特別支援対象地域に該当する地域に設置される法律相談センターにあっては、前各号に掲げる要件に加え、複数の市町村での法律相談の開催を予定していること。

２　本会は、法律相談センターが設置された地域が前項第一号イに掲げる各地域に該当しなくなった場合であっても、該当しなくなった年度の翌々年度まで法律相談センター援助を行うことができる。

（第一種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターに関する援助金）

第五条　第一種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　法律相談センターの開設費（会長が必要と認める場合の移転費を含む。）に対する援助金　百万円（常設

の法律相談センターの場合にあっては、二百万円）の範囲内で必要と認める額

二　通信設備設置費用に対する援助金（離島その他法律相談センターの設置場所により会長が必要と認める場合に限る。）　五十万円の範囲内で必要と認める額

三　法律相談センターの運営費に対する援助金　申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日（申請に係る年度の初日以外の日に第一種弁護士過疎地域又は第二種弁護士過疎地域に該当することとなった地域に設置される法律相談センターにあっては、その該当することとなった日の属する月から申請に係る年度の終わりの月までの法律相談開催予定日）につき次のイからハまでに掲げる額を算出して合計した額及びニに掲げる額の合計額の範囲内で必要と認める額。ただし、一年度当たり百万円（ハただし書に該当する場合にあっては同規定により算出される額とハ本文の規定により算出される額の差額を、ニに該当する場合にあっては同規定により算出される額を、それぞれ百万円に加えた額）を上限とする。

イ　法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じて得た額

ロ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間（相談担当弁護士の法律事務所が所在する場所又は弁護士会の事務所その他の場所から当該法律相談センターまで公共の交通機関等を利用して通常の経路で移動する場合に要する往復時間として会長が定める方法に従い弁護士会又は弁護士会連合会が定めるものをいう。以下同じ。）に二千円を乗じて得た額を合計した額

ハ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間に二千円を乗じて得た額を合計した額。ただし、離島等交通事情が良好でない地域に設置された法律相談センターに航空機又は船舶を利用して赴く必要がある場合であって、予想される交通料金の実費の額がその相談担当弁護士のアクセス時間に二千円を乗じて得た額を超えるときは、実費の額

ニ　相談担当弁護士が宿泊を必要とする場合にあっては、年度中の延べ宿泊必要回数に七千五百円を乗じて得た額

四　法律相談センターを常設する場合における施設常設費に対する援助金　一年度当たり百五十万円の範囲内で必要と認める額

五　継続的広報費に対する援助金　一年度当たり二十万

円の範囲内で必要と認める額

（第二種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターに関する援助金）

第六条　第二種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　法律相談センターの開設費（会長が必要と認める場合の移転費を含む。）に対する援助金　五十万円の範囲内で必要と認める額

二　法律相談センターの運営費に対する援助金　一年度当たり五十万円の範囲内で、申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日につき法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じた額を算出して合計した額

（法律相談サービス特別支援対象地域に設置される法律相談センターに関する援助金）

第六条の二　法律相談サービス特別支援対象地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、法律相談センターの運営費に対する援助金を基金から支出して行い、その金額については、申請に

係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日（申請に係る年度の初日以外の日に法律相談サービス特別支援対象地域に該当することとなった地域に設置される法律相談センターにあっては、その該当することとなった日の属する月から申請に係る年度の終わりの月までの法律相談開催予定日をいう。）につき第一号から第三号までに掲げる額を算出して合計した額及び第四号に掲げる額の合計額の範囲内で必要と認める額とする。ただし、一年度当たり五十万円（第三号ただし書に該当する場合にあっては同号ただし書の規定により算出される額と同号本文の規定により算出される額の差額を、第四号に該当する場合にあっては同号の規定により算出される額を、それぞれ五十万円に加えた額）を上限とする。

一　法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じて得た額

二　相談担当弁護士ごとのアクセス時間に三千円を乗じて得た額を合計した額

三　相談担当弁護士ごとのアクセス時間に二千円を乗じて得た額を合計した額。ただし、離島等交通事情が良好でない地域に設置された法律相談センターに航空機又は船舶を利用して赴く必要がある場合であって、予

想される交通料金の実費の額がその相談担当弁護士のアクセス時間に二千円を乗じて得た額を超えるときは、実費の額

四　相談担当弁護士が宿泊を必要とする場合にあっては、年度中の延べ宿泊必要回数に七千五百円を乗じて得た額

（国、地方公共団体等の公的援助がなされる場合の処置）

第七条　本会は、法律相談センターの設置、運営等に関し、国、地方公共団体等から補助金その他の公的援助がなされる場合には、当該公的援助がなされることを斟酌して、前三条の援助金の給付の要否及び額を定めることができる。

（援助の申請及び給付）

第八条　第五条、第六条又は第六条の二の援助金の申請は、弁護士会又は弁護士会連合会が年度ごとに当該年度の初日から翌年度の六月三十日までの間に申請書を提出して行わなければならない。ただし、第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号の援助金については、あらかじめ申請することを妨げない。

２　前項の申請は、当該法律相談センター及び法律相談事業の概要、第五条、第六条又は第六条の二の援助金の算

定に必要な事項その他本会が求める事項を書面により明示して行わなければならない。

（法律相談センターに関する会計）

第九条　前条第一項の申請をする弁護士会又は弁護士会連合会は、特別会計の設置その他の適当な方法により、援助金の申請に係る法律相談センターに関する会計を他の会計と区分して経理し、その収支を明確にするよう努めなければならない。

（事業報告）

第十条　第五条、第六条又は第六条の二の援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、援助金の申請に係る年度の終了後、本会に対し、書面により援助金の使途を明示し、決算書その他本会の求める書類を添付して、当該年度に係る事業報告をしなければならない。

（援助金の返還等）

第十一条　運営費に対する援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、実施した法律相談の日数が援助金の申請の際に予定していた日数に満たなかったときは、実施しなかった日数に相当する金額を返還しなければならない。

２　継続的広報費に対する援助金の給付を受けた弁護士会

又は弁護士会連合会は、行った広報に要した費用の額が給付を受けた額を下回ったときは、その差額を返還しなければならない。

第三章　公設事務所援助事業

第一節　通則

（公設事務所援助事業）

第十二条　本会は、この章に定めるところにより、公設事務所援助事業として、弁護士過疎地域等において公設事務所を設置する弁護士、弁護士法人又は共同法人（以下「公設事務所弁護士」という。）に対する公設事務所の設置、維持及び活動に関する資金援助その他の援助並びに公設事務所に関する調査その他の必要な活動を行う。

第二節　公設事務所弁護士

（公設事務所弁護士の要件）

第十三条　公設事務所弁護士は、公益的活動の実践に必要な民事及び刑事の訴訟実務経験並びに多重債務者の債務整理事件（自己破産の破産手続開始申立事件及び任意整理事件を含む。以下同じ。）の処理の経験を有する弁護士又は当該弁護士を公設事務所に常駐する社員若しくは使用人である弁護士（以下「常駐社員等」という。）に指定できる弁護士法人若しくは共同法人でなければならない。

2　次に掲げる弁護士は、公設事務所弁護士若しくはその候補者又は弁護士法人若しくは共同法人が公設事務所弁護士若しくはその候補者となる場合における当該公設事務所の常駐社員等となることができない。

一　所属弁護士会の会規、規則等の規定により国選弁護人候補として日本司法支援センターに推薦しない旨決定され、その決定が効力を失っていない者

二　所属弁護士会の会規、規則等の規定により私選弁護人として紹介を受けることができない者（紹介を受けることができない理由が、自らの意思によって私選弁護人の候補者の名簿に登載されていないことによる場合を除く。）

三　日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務又は国選弁護業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者（当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除

く。）

四　業務停止の懲戒処分を受けている者（効力の停止中の者を含む。）又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者

五　除名又は退会命令の懲戒処分を受け、効力の停止中の者

六　第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者

七　六十七歳以上の者

3　次に掲げる弁護士法人及び共同法人は、公設事務所弁護士又はその候補者となることができない。

一　日本司法支援センターとの間で、民事法律扶助業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについての契約を締結していない者（当該契約を締結できない事由がなく、公設事務所を設置するまでの間に当該契約を締結する旨誓約している場合を除く。）

二　弁護士である社員の全員が前項各号のいずれかに該当する者

三　業務停止の懲戒処分（当該弁護士法人又は共同法人のいずれかの法律事務所の業務停止の懲戒処分を含む。）を受けている者（効力の停止中の者を含む。）又は業務停止期間が満了した日から一年を経過していない者

四　退会命令の懲戒処分を受けた日から三年を経過しない者

五　除名の懲戒処分を受け、効力の停止中の者

六　第十五条第五項の規定により公設事務所弁護士を解任された日から三年を経過していない者

（公設事務所弁護士の任期）

第十四条　公設事務所弁護士の任期は、本会、公設事務所の所在する地域の弁護士会（以下「設置弁護士会」という。）及び設置弁護士会が属する弁護士会連合会（以下「設置弁護士会連合会」といい、以下これらを「本会ら三者」と総称する。）の間で合意により定める二年又は三年の期間とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定による再任は、公設事務所弁護士の任期が通算して六年を超えるときは、することができない。ただし、公設事務所支援委員会の意見を聴いて、本会ら三者が特段の事情があると認めるときは、この限りでない。

（公設事務所弁護士の就任及び退任）

第十五条　公設事務所弁護士は、公設事務所を設置し、又は後任の公設事務所弁護士として赴任したときに就任し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときに退任する。

一　任期が満了し、再任されないとき。

二　辞任したとき。

三　第五項の規定により解任されたとき。

四　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める事由が生じたとき。

イ　弁護士である公設事務所弁護士　弁護士の資格を喪失したとき、又は死亡したとき。

ロ　弁護士法人である公設事務所弁護士　弁護士法第三十条の二十三第一項各号に掲げる理由が生じたとき、又は当該公設事務所に常駐する社員がいなくなり、三十日（後任の社員が設置弁護士会に入会するため登録換えの手続を行っている期間を除く。）を経過しても後任の社員が当該公設事務所に常駐しないとき。

ハ　共同法人である公設事務所弁護士　外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十三第一項各号に掲げる理由が生じたとき、種類の変更により共同法人から外国法事務弁護士法人となったとき、又は当該公設事務所に常駐する弁護士である社員がいなくなり、三十日（後任の弁護士である社員が設置弁護士会に入会するため登録換えの手続を行っている期間を除く。）を経過しても後任の弁護士である社員が当該公設事務所に常駐しないとき。

2　公設事務所弁護士は、任期が満了する日の一年前の日までに、次に掲げる事項を本会に申告しなければならない。

一　再任の希望の有無

二　再任を希望する場合にあっては、希望する任期

三　再任を希望しない場合にあっては、当該公設事務所のある地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続する意思の有無

四　再任を希望しない場合であって、当該公設事務所のある地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続する意思があるときは当該公設事務所の施設、設備等を継続して使用することの希望の有無

3　公設事務所弁護士は、任期が満了するまでの間辞任することができない。ただし、本会ら三者が公設事務所支援委員会の意見を聴いてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4　前項ただし書の規定によって辞任する公設事務所弁護士は、公設事務所支援委員会を経て、本会ら三者に対し、辞任する日の六か月前までに辞任する旨を申し出るよう努めなければならない。

5　本会ら三者は、公設事務所弁護士が次の各号に掲げる

事由のいずれかに該当したときは、あらかじめ意見陳述の機会を与えた上で、当該公設事務所弁護士を解任することができる。

一　公設事務所における執務期間中の行為について懲戒処分を受けたとき（公設事務所弁護士が弁護士法人又は共同法人である場合にあっては、当該公設事務所の常駐社員等の公設事務所における執務期間中の行為について当該弁護士法人若しくは共同法人又は当該常駐社員等が懲戒処分を受けたとき。）。

二　この規則に定める公設事務所弁護士の義務のいずれかに違反し、その是正に関する勧告に重ねて従わないとき。

三　公設事務所援助事業の趣旨に著しく反する行為を行ったとき。

四　公設事務所弁護士（弁護士法人又は共同法人である場合にあっては、公設事務所の常駐社員等）が疾病その他の理由により執務不能となり、その期間が一か月以上に及んだとき。

五　弁護士である場合にあっては第十三条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当し、弁護士法人又は共同法人である場合にあっては同条第三項第一号又は第二号のいずれかに該当したとき。

六　その他解任することがやむを得ないと認められる事由が生じたとき。

（公設事務所弁護士の義務）

第十六条　公設事務所弁護士（弁護士法人又は共同法人である場合にあっては、常駐社員等を含む。次項において同じ。）は、次に掲げる義務を負う。

一　公益的活動を積極的に受任すること。

二　新たに顧問契約を締結しないこと（弁護士法人又は共同法人である公設事務所弁護士が本会ら三者の承認を得て公設事務所以外の法律事務所における業務について顧問契約を締結する場合を除く。）。

三　訴訟事件その他の法律事務を受任するに際し、あらかじめ依頼者に対して次に掲げる事項を説明し、ロに掲げる事項については当該依頼者の承諾を得ること。

イ　本会ら三者が当該委任契約に関与しておらず、当該依頼者に対して責任を負わないこと。

ロ　受任した法律事務を後任の公設事務所弁護士に引き継ぎ、当該法律事務に関する情報を提供することがあること。

四　正当な理由がある場合を除き、公設事務所支援委員会の求めによりその会議等に出席すること。

五　公設事務所支援委員会又は本会ら三者いずれかの求

めにより、公設事務所の業務及び会計の状況を報告し、又は求められた書類を開示すること並びに本会に対し、その定める定期において公設事務所の業務及び会計の状況を報告すること。

六　他の弁護士と公設事務所を共にしようとするとき（他の弁護士を雇用しようとする場合を含む。）は、公設事務所支援委員会を経て、あらかじめ本会ら三者に通知すること。

七　前号に規定する公設事務所を共にする他の弁護士から、あらかじめ公設事務所弁護士と同一の義務を遵守する旨の誓約を得て、当該他の弁護士に当該義務を遵守させること。

2　公設事務所弁護士は、退任に際して、次に掲げる義務を負う。

一　依頼者に不利益が生じないように配慮すること。

二　後任の公設事務所弁護士があるときは、後任の公設事務所弁護士に対し、受任中の訴訟事件その他の法律事務につき、記録、預り金等を引き渡すとともに、依頼者の連絡先、受任事件の進捗状況等を説明して引き継ぐよう努めること。

三　公設事務所支援委員会と協議し、公設事務所支援委員会が後任の公設事務所弁護士に引き継ぐべき旨の意見を付した事件については、後任の公設事務所弁護士に引き継ぐこと。

四　正当な理由がある場合を除き、退任後も、本会又は

公設事務所支援委員会の求めにより公設事務所支援委員会の会議等に出席すること。

五　本会ら三者又は公設事務所支援委員会いずれかの求めにより、公設事務所弁護士であったときの業務及び会計の状況並びに後任の公設事務所弁護士に対する法律事務の引継ぎの状況等を報告し、又は公設事務所の会計帳簿、預金通帳その他会計に関する書類を開示すること。

六　後任の公設事務所弁護士があるときは、什器備品の所有権若しくはそのリース契約、事務職員との雇用契約、電気水道等の供給契約又は電話加入権その他公設事務所に関する契約関係、設備の承継等について、後任の公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会と協議し、公設事務所支援委員会が後任の公設事務所弁護士に引き継ぐべき旨の意見を付したものについては、後任の公設事務所弁護士に引き継ぐよう努めること。

七　公設事務所の施設、設備等の使用を継続する場合及び後任の公設事務所弁護士又は公設事務所支援委員会の求めによる場合を除き、退任後、公設事務所の施設、設備等を使用しないこと。

八　後任の公設事務所弁護士への引継ぎのため退任後に公設事務所の施設、設備等を使用する場合を除き、退任後、公設事務所の名称と同一又は類似の法律事務所の名称を使用しないこと。

3　前項の規定にかかわらず、公設事務所弁護士は、前条

第一項第三号又は第四号の規定により退任したとき（死亡により退任したときを除く。）は、本会ら三者又は公設事務所支援委員会の指示に従い、速やかに受任中の訴訟事件その他の法律事務について辞任し、記録、預り金等を本会ら三者又は公設事務所支援委員会の指定する弁護士に引き渡すなど必要な措置をとらなければならない。

第三節　公設事務所支援委員会

（公設事務所支援委員会の設置）

第十七条　公設事務所支援委員会は、公設事務所ごとに、本会ら三者がそれぞれ二名の弁護士会員である委員を選任して設置する。

2　公設事務所支援委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3　公設事務所支援委員会は、互選により委員長一名を置くほか、副委員長一名を置くことができる。

4　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者の選定、公設事務所の設置及び運営に関する支援、公設事務所の業務及び会計に関する調査並びに公設事務所弁護士に対する指導、勧告等を行い、本会ら三者に報告することを任務とする。

5　公設事務所支援委員会の会議は、その設置の後速やかに開催し、その後においては必要に応じて開催するものとする。ただし、公設事務所の設置後においては一年間に三回以上開催しなければならない。

6　公設事務所支援委員会は、組織及び運営に関する事項並びに第四項の任務等に関し、会長の承認を得て、運営要綱を定めなければならない。

7　公設事務所支援委員会は、会長の承認を得て、公設事務所弁護士の候補者の選定に関する基準を定めることができる。

（公設事務所支援委員会の報告等）

第十八条　公設事務所支援委員会は、本会ら三者に対し、会議の開催の都度、議事録その他公設事務所の準備状況、業務、会計の状況等必要な事項を明らかにする資料を送付して、公設事務所の業務及び会計の状況を報告しなければならない。本会ら三者いずれかの求めがある場合も、同様とする。

（公設事務所支援委員会の活動に関する費用の支出）

第十九条　本会は、公設事務所支援委員会の活動に係る次に掲げる費用を基金から支出することができる。

一　公設事務所支援委員会の委員、公設事務所弁護士及びその候補者並びに公設事務所弁護士となろうとする者の交通費及び宿泊費

二　会議に要する会場使用料
三　その他会長が公設事務所支援委員会の目的の遂行のために必要と認めた特段の費用

第四節　公設事務所の設置、廃止等

（公設事務所の設置の要請及び地域の選定）
第二十条　本会は、弁護士会から本会及びその弁護士会が属する弁護士会連合会に対して公設事務所の設置を求める旨の要請があった場合であって、会長が適当と認めるときは、当該弁護士会連合会の承認を得、理事会の決議を経て、当該地域を公設事務所を設置する地域として選定し、弁護士会及び弁護士会連合会との間で三者協定を締結する。
2　公設事務所を設置する地域は、前項の理事会の決議の日において、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当するものでなければならない。
一　第一種弁護士過疎地域
二　第二種弁護士過疎地域であって、会長が特に公設事務所を設置する必要があると認める地域
（三者協定）

第二十一条　三者協定においては、次に掲げる事項を定め、書面に記載しなければならない。
一　公設事務所の設置及び運営に関する事項
二　公設事務所を設置する地域
三　公設事務所の名称（「ひまわり基金」の文字を用いたものでなければならない。ただし、本会ら三者が特別の事情があると認めるときは、本会ら三者が適当と認めるものとすることができる。）
四　公設事務所弁護士及びその候補者の選定に関する事項
五　公設事務所支援委員会の設置、その委員の選任その他必要な事項
（公設事務所弁護士候補者の選定、契約の締結及び公設事務所の設置）
第二十二条　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者の公募に応募した者のうち、第十三条に規定する要件をいずれも満たし、公設事務所弁護士としてふさわしいと認める者を選定する。
2　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者を選定したときは、本会ら三者に報告しなければならない。
3　会長は、前項に規定する報告を受けた場合であって、

相当と認めるときは、当該候補者を公設事務所弁護士の候補者として承認する。

4　本会ら三者は、前項の規定により承認された候補者につき設置弁護士会及び設置弁護士会連合会の承認があったときは、当該候補者との間において、当該候補者が公設事務所を設置する予定日、設置場所、公設事務所弁護士の任期その他必要な事項を約定した契約（以下「四者契約」という。）を締結し、契約書を作成する。

5　前項の場合において、当該候補者が弁護士法人又は共同法人であるときは、公設事務所に常駐する社員は、当該候補者と共に四者契約の当事者となって、当該社員の公設事務所における義務について約定しなければならない。

6　四者契約においては、前条第三号の規定に反しない限り、三者協定で定めた公設事務所の名称を変更することができる。

7　弁護士法人又は共同法人である公設事務所弁護士（候補者を含む。）は、当該公設事務所に常駐する社員を交代させようとするときは、公設事務所支援委員会を経て、あらかじめ本会ら三者の承諾を求めなければならない。この場合において、本会ら三者が承諾したときは、当該

公設事務所弁護士及び新たに常駐する社員は、本会ら三者との間で、新たに常駐する社員が前任の社員から当該公設事務所における義務を引き継ぐ旨を書面により合意しなければならない。

8　四者契約を締結した候補者は、四者契約で定めるところに従い公設事務所を設置し、独立して運営する。

（後任の公設事務所弁護士の選定、公設事務所の引継ぎ等）

第二十三条　本会ら三者は、公設事務所弁護士が退任するに際しては、公設事務所支援委員会に公募による後任の公設事務所弁護士の候補者の選定を行わせ、公設事務所の存続を図る。この場合においては、当該後任の公設事務所弁護士が任期の満了又は辞任により退任した後も、当該地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続することを条件とすることができる。

2　前条の規定は、後任の公設事務所弁護士の候補者について準用する。この場合において、前条第六項中「前条第三号の規定に反しない限り」とあるのは「公設事務所の名称の同一性を失わない範囲において、前条第三号の規定に反しない限り」と読み替えるものとする。

3　後任の公設事務所弁護士は、前任の公設事務所弁護士が在任中に受任した訴訟事件その他の法律事務、当該公設事務所の設備、契約関係等であって引継ぎの対象とし

たもの（公設事務所支援委員会の意見により引継ぎの対象としたものを含む。）の引継ぎを受けなければならない。

（公設事務所の廃止）

第二十四条　本会ら三者は、公設事務所弁護士が任期の満了又は辞任により退任した後も当該地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続するときは、前条の規定にかかわらず、公設事務所を廃止する。ただし、新たに当該地域において公設事務所を設置することを妨げない。

2　本会ら三者は、公設事務所弁護士が退任する場合であって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、合意により、公設事務所を廃止することができる。この場合において、本会ら三者は、書面による合意により三者協定を終了させる。

一　当該地域が第一種弁護士過疎地域に該当しない場合（当該公設事務所を廃止した場合に第一種弁護士過疎地域に該当することとなる場合を除く。）であって、公設事務所支援委員会及び設置弁護士会の意見を聴いて、当該公設事務所を存続させる必要がないと認めたとき。

二　当該公設事務所を存続させることが著しく困難であると認められる特段の事情があるとき。

3　退任する公設事務所弁護士は、前項の規定により公設事務所が廃止される場合には、公設事務所支援委員会を経て、本会ら三者に対し、公設事務所における業務等に関する必要な事項を報告し、本会ら三者及び公設事務所支援委員会との間で、公設事務所を廃止した後の処理について協議しなければならない。

4　本会ら三者は、前項に規定する協議の結果、必要があると認めるときは、退任する公設事務所弁護士の業務等の引継ぎを受ける弁護士、弁護士法人又は共同法人の選定その他必要な措置をとることができる。この場合においては、必要な範囲において、基金から援助金その他の必要な支出をすることができる。

5　本会ら三者及び公設事務所支援委員会は、公設事務所の廃止に際しては、退任する公設事務所弁護士に対し、依頼者その他の関係人に不利益を与えることのないよう、必要な指導をする。

6　退任する公設事務所弁護士は、公設事務所が廃止されたときは、本会ら三者及び公設事務所支援委員会の求める事項を速やかに報告しなければならない。

第五節　公設事務所弁護士に対する援助等

（公設事務所弁護士に対する援助金）

第二十五条　公設事務所弁護士（第二号に掲げる援助金にあっては、第十六条第二項第七号に規定する場合の退任後の公設事務所弁護士を含む。次項において同じ。）に対して本会が行う援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　公設事務所の設置に係る費用に対する開設費援助金　五百万円（後任の公設事務所弁護士の場合にあっては、引継ぎを受ける施設等がないなどの事情により設置に係る費用が低廉とならない特段の事情がある場合を除き、三百万円）の範囲内で必要と認める額及び公設事務所の施設を賃借するために要する敷金、仲介手数料その他の費用（賃料を除く。）のうち必要と認める額

二　公設事務所の運営に係る経費に対する運営費援助金　一月一日から十二月三十一日までの一年当たり千万円（当該公設事務所の運営状況その他の事情により特

に必要があると会長が認めるときは、一年当たり千二百万円）の範囲内で、対象となる期間における収入から運営に係る経費に七百二十万円を加えた額を控除したときに生じる欠損額のうち、援助することが相当と認める額

三　被災時移転開設費援助金　大規模災害（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項及び第二項の救助の対象とされた災害及び弁護士会が指定し本会が承認した災害をいう。以下同じ。）による被災を原因として、同一の市町村内に当該公設事務所を移転した場合（同一の市町村内に事務所を移転することが困難な特段の事情がある場合には、近隣の市町村に移転した場合も含む。）の費用のうち第一号に準じて必要と認める額

四　被災時復旧費援助金　百万円の範囲内で、大規模災害による被災を原因として、当該公設事務所が損害を受け、その復旧のため支出した什器備品等の修繕費用及び再取得費用、記録及びデータの復元費用並びにファイナンスリース等の再契約費用等（以下「復旧費用」という。）のうち必要と認める額。ただし、前号の規定により被災時移転開設費援助金の給付を受けるとき

は、被災時復旧費援助金は、給付しない。

2　前項各号の援助金の給付を受けようとする公設事務所弁護士及び次項、第四項第二号又は第五項の規定による仮の給付を受けた公設事務所弁護士は、開設費援助金にあっては公設事務所の設置から三か月を経過した後速やかに、運営費援助金にあっては対象となる期間の経過後四か月以内に、被災時移転開設費援助金にあっては当該移転から九か月以内に、被災時復旧費援助金にあっては当該大規模災害の発生から九か月以内に、それぞれの支出を証する資料を添付して、書面により申請しなければならない。この場合においては、退任後に申請することを妨げない。

3　開設費援助金は、公設事務所弁護士（第二十二条第三項の規定により承認を受けた候補者を含む。次項において同じ。）に対し、書面による申請により、あらかじめ仮に給付することができる。この場合においては、準備金として百万円を給付するほか、公設事務所の設置に係る費用の見込額を疎明した範囲で給付できるものとし、開設費援助金の給付の際に清算する。

4　運営費援助金は、公設事務所弁護士（第二号の仮の給付にあっては、第十六条第二項第七号に規定する場合の

退任後の公設事務所弁護士を含む。）に対し、書面による申請により、次の各号に掲げる方法のいずれかによって、あらかじめ基金から支出することができる。この場合において、第一号の貸付けにあっては第二号の仮の給付又は運営費援助金の給付の際に、第二号の仮の給付にあっては運営費援助金の給付の際に、それぞれ清算する。

一　三百万円の範囲内で、返済期限を公設事務所弁護士の退任の日（第十六条第二項第七号に規定する場合にあっては、公設事務所弁護士としての職務を行う期間が終わる日）とし、無利息で行う貸付け

二　第一項第二号の欠損額が生じるおそれがあると疎明されたときに、一回の申請につき三百万円（前号の貸付けの清算をする場合にあっては、当該清算に要する額に三百万円を加えた額）、一年当たり前号の貸付けを含めて千万円の範囲内で行う仮の給付

5　被災時移転開設費援助金及び被災時復旧費援助金は、公設事務所弁護士に対し、書面による申請により、あらかじめ仮に給付することができる。この場合においては、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の給付の際に清算する。

6　本会は、第三項及び第四項の規定により仮の給付又は

貸付けを受けた公設事務所弁護士の候補者が公設事務所弁護士とならないこととなったときは、当該候補者に対し、仮の給付又は貸付けを行った開設費援助金及び運営費援助金の全部又は一部の返還又は返済を求めることができる。この場合において、当該候補者は、直ちに返還又は返済をしなければならない。

（援助金の返還）

第二十六条　本会は、公設事務所弁護士に次に掲げる事由が生じたときは、当該公設事務所弁護士（その候補者及び公設事務所弁護士であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、給付、仮の給付又は貸付けを行った開設費援助金、運営費援助金、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金並びに実費及び費用の全額について返還又は返済を求めなければならない。この場合において、当該公設事務所弁護士は、直ちに返還又は返済をしなければならない。

一　正当な理由なく任期（再任によるものを除く。）が開始した日から二年に満たない期間内に辞任したとき（第十五条第三項ただし書に規定する場合を除く。）。

二　第十五条第五項第一号から第三号までに掲げる事由により解任され、又は当該各号に掲げる事由のいずれ

かがその任期中に生じていたと会長が認めたとき。

2　前項の規定にかかわらず、本会は、公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会の意見を聴いて、相当な理由があると認めるときは、理事会の承認を得て、返還又は返済の全部又は一部を免除することができる。

3　開設費援助金の仮の給付、運営費援助金の仮の給付若しくは貸付け、被災時移転開設費援助金の仮の給付又は被災時復旧費援助金の仮の給付を受けた公設事務所弁護士は、その返還（清算による場合を含む。）又は返済をしないまま退任したときは、仮の給付又は貸付けを受けた各援助金の全額を、直ちに返還し、又は返済しなければならない。この場合において、本会は、当該公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会の意見を聴いて、相当な理由があると認めるときは、経理委員会の承認を得て、その返還又は返済の全部又は一部を免除することができる。

4　本会は、公設事務所弁護士が開設費援助金、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金により調達した公設事務所の内装、設備等又は業務に使用していた車両を後任の公設事務所弁護士に承継しなかったとき、又は有償で承継したときは、当該公設事務所弁護士及び公設

事務所支援委員会の意見を聴いて、当該公設事務所弁護士に対し、当該内装、設備等又は車両の調達に係る開設費援助金、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の全部又は一部（当該内装、設備等又は車両の時価相当額（売却した場合にあっては代金相当額）を限度とし、当該内装、設備等又は車両の調達費の一部について開設費援助金、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金を受けたものであるときは、援助を受けた割合に応じた時価相当額を限度とする。）の返還を求めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5　前項の規定にかかわらず、本会は、公設事務所弁護士が任期満了又は辞任により退任した後も、当該地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続するときは、同項の返還を求めない。

6　本会は、公設事務所弁護士が公設事務所の施設の賃借に係る敷金の返還を受けたときは、返還を受けた敷金相当額（開設費援助金又は被災時移転開設費援助金として認められた額の範囲内に限る。）の返還を求めなければならない。この場合において、当該公設事務所弁護士は、直ちに返還しなければならない。

7　前項の規定は、公設事務所弁護士が任期満了又は辞任

により退任した後も当該地域において弁護士、弁護士法人又は共同法人の職務を継続する場合であって、当該施設の使用を継続するときに準用する。この場合において、「返還を受けた敷金相当額（開設費援助金又は被災時移転開設費援助金として認められた額の範囲内に限る。）」とあるのは、「開設費援助金又は被災時移転開設費援助金として認められた敷金の額」と読み替えるものとする。

8　被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の給付を受けた公設事務所弁護士は、給付を受けた被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金から充てた費用につき損害保険により補填を受けたときは、直ちに被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金を返還する。ただし、返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

一　被災時移転開設費援助金　被災時移転開設費援助金のうち復旧費用に該当する額及び補填を受けた損害保険金の合計額から復旧費用として支出した金額（以下この条において「実損額」という。）を控除した額

二　被災時復旧費援助金　被災時復旧費援助金及び補填を受けた損害保険金の合計額から実損額を控除した額

9　前項の規定にかかわらず、実損額が前項各号に規定する合計額以上の場合は、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の返還を要しない。

第六節　雑則

（公設事務所の施設の転貸）

第二十七条　本会ら三者は、四者契約で定めるところに従い、公設事務所の施設を第三者から賃借し、公設事務所弁護士に対して転貸することができる。この場合において、本会は、当該施設の賃料及び仲介手数料、敷金その他賃借に係る費用を基金から支出することができる。ただし、賃料は、公設事務所弁護士の負担とする。

（任期満了により退任した公設事務所弁護士に対する支援）

第二十八条　本会は、任期満了により退任した公設事務所弁護士と一時的に法律事務所を共にして、弁護士名簿への登録、執務場所の提供等に係る便宜を図る弁護士、弁護士法人又は共同法人を募集して登録し、任期満了により退任した公設事務所弁護士に紹介する支援を行う。

（調査等に要する費用）

第二十九条　本会は、公設事務所弁護士（その候補者及び公設事務所弁護士であった者を含む。以下この項において同じ。）の業務及び会計の状況に関する調査、公設事務所弁護士に対する支援、指導、勧告その他の必要な措置並びにこれらに付随する活動のために要する費用を基金から支出することができる。

2　前項の費用の支出を受けようとする者は、本会に対し、当該活動の内容、氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）その他必要な事項を明示して、書面により申請しなければならない。

第四章　偏在対応弁護士等経済的支援事業

第一節　通則

（偏在対応弁護士等経済的支援事業）

第三十条　本会は、この章に定めるところにより、偏在対応弁護士等経済的支援事業として、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は従たる法律事務所を開設する弁護士法人若しくは共同法人に対し、次に掲げる補助金の貸付け又は給付を行う。

一　偏在対応弁護士独立開業支援補助金

二　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金
三　偏在対応特別独立開業等支援補助金
四　偏在対応弁護士等移転支援補助金
五　偏在対応復旧費用支援補助金

第二節　偏在対応弁護士独立開業支援補助金

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け）

第三十一条　本会は、偏在解消対策地区において、独立開業しようとする弁護士並びに弁護士登録をした上で独立開業しようとする司法修習生及び司法修習生の修習を終え、弁護士、裁判官又は検察官となったことがない者（以下「独立開業希望弁護士等」と総称する。）に対し、その申請により、独立開業する際の法律事務所の設置及び運営を支援するため、独立開業しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定した上で、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けをする。ただし、弁護士でない独立開業希望弁護士等に対する貸付けは、その者が弁護士登録をした後に限る。

2　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けは、偏在

対応特別独立開業等支援補助金の貸付けと併せて独立開業希望弁護士等一人につき一回に限る。ただし、独立開業する前に偏在対応弁護士独立開業支援補助金又は偏在対応特別独立開業等支援補助金を返済した場合の再度の貸付けについては、この限りでない。

3　偏在対応弁護士独立開業支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の独立開業希望弁護士等が共同して法律事務所を設置しようとする場合におけるそれぞれの独立開業希望弁護士等に対する偏在対応弁護士独立開業支援補助金の額は、五百万円を独立開業希望弁護士等の数で除して得た額の範囲内とする。

4　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応弁護士独立開業支援対象としての指定）

第三十二条　独立開業希望弁護士等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会に対し、本会に偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　独立開業の計画が具体的なものであること。

二　独立開業したときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、独立開業希望弁護士等が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該独立開業希望弁護士等を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定することを求める申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る独立開業希望弁護士等を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4　本会は、司法修習生又は司法修習生の修習を終え、弁護士、裁判官又は検察官となったことがない者（以下この章において「司法修習生等」という。）を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

一　弁護士登録をすること。

二　指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該司法修習生等に対し、弁護士登録後、会長が相当

と定める期間、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立について直接又は間接に必要な方策等に係る支援をすること。

5　本会は、弁護士実務の経験が乏しい者その他弁護士実務について特に支援の必要があると認める者を偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定するときは、前項第二号に掲げる条件を付して第三項に規定する指定をしなければならない。

6　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第三十三条　偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定された弁護士は、指定の日から一年を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業することを

条件に、第三十一条第三項に規定する範囲内で相当と認める額の偏在対応弁護士独立開業支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業すること。

二　公益的活動を積極的に受任すること。

（弁護士法人等を設立する場合）

第三十四条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、弁護士法人又は共同法人を設立して独立開業しようとするときは、あらかじめ本会にその旨を書面により届け出なければならない。貸付けを受けた後に弁護士法人又は共同法人を設立するときも、同様とする。

2　前項の規定により届け出られた弁護士法人又は共同法人は、前条第四項各号に掲げる事項を書面により約定しなければならない。

3　第一項に規定する弁護士法人又は共同法人を設立した弁護士は、当該弁護士法人又は共同法人が解散した場合には、速やかに、その旨を本会に届け出なければならない。当該共同法人が種類の変更により外国法事務弁護士法人となったときも、同様とする。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済）

第三十五条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、返済計画を立てて、当該貸付金を返済しなければならない。

2　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。前条第一項の規定により届け出られた弁護士法人又は共同法人が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときも、同様とする。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに独立開業しなかったとき。

二　偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に著しく反する活動を行ったとき。

三　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済の免除）

第三十六条　本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該弁護士の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　独立開業した日から、貸付けの日から五年を経過する日まで、継続して独立開業していたこと。

二　前号に規定する期間内における収入（第三十四条第一項に規定する場合にあっては、弁護士法人又は共同法人の収入を含む。）から会長が相当と認める経費を控除した額が偏在対応弁護士独立開業支援補助金を返済するに足りる額に満たなかったと認められること。

三　第一号に規定する期間内において、当該弁護士（第三十四条第一項に規定する場合にあっては、当該弁護士及び弁護士法人又は共同法人。次号において同じ。）が公益的活動を積極的に受任したこと。

四　当該弁護士に、偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に照らして、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段

の事情がないこと。

2　本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が前項の規定による免除を受けることができない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、当該弁護士の業務及び会計の状況（第三十四条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出に係る弁護士法人又は共同法人の状況を含む。）に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該弁護士の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする弁護士は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（大規模災害により被災した場合の特例）

第三十六条の二　本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が大規模災害により被災し

た場合に、当該弁護士が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請をしたときは、経理委員会の承認を得て、その返済の全部又は一部を免除することができる。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第三十七条　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、独立開業の状況その他本会が求める事項（第三十四条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出に係る弁護士法人又は共同法人に関する事項を含む。）を、本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。

第三節　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け）

第三十八条　本会は、偏在解消対策地区において期間を限

らず継続して業務を行う意思で常駐社員等を置く従たる法律事務所（以下「偏在対応常駐従事務所」という。）を設置（常駐社員等がいない従たる法律事務所に常駐社員等を置くことを含む。以下この節において同じ。）しようとする弁護士法人又は共同法人に対し、その申請により、その設置及び運営を支援するため、従たる法律事務所を設置しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定した上で、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けをする。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。

3　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応常駐従事務所開設支援対象としての指定）

第三十九条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けようとする弁護士法人又は共同法人は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会に対し、本会に偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　偏在対応常駐従事務所の設置の計画が具体的なものであること。

二　当該弁護士法人又は共同法人が偏在対応常駐従事務所を設置したときに、自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けようとする弁護士法人又は共同法人が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該弁護士法人又は共同法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定するよう求める申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る弁護士法人又は共同法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4　本会は、偏在対応常駐従事務所の常駐社員等となる者が司法修習生等であるときは、次に掲げる条件を付して前項に規定する指定をしなければならない。

一　弁護士登録をすること。

二　指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該司法修習生等に対し、弁護士登録後、会長が相当と定める期間、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立について直接又は間接に必要な方策等に関する支援をすること。

5　本会は、偏在対応常駐従事務所の常駐社員等となる者が弁護士実務の経験が乏しい者その他弁護士実務について特に支援の必要があると認める者であるときは、前項第二号に掲げる条件を付して第三項に規定する指定をしなければならない。

6　本会は、第三項に規定する指定をするときは、偏在対応常駐従事務所の設置後、常駐社員等の変更により第四項第二号に規定する支援を必要とすべき事情が生じた場合には、新たな常駐社員等に対し、同号に掲げる条件を付して指定をしなければならない。

7　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第四十条　偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定された弁護士法人又は共同法人は、指定の日から一年を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置することを条件に、第三十八条第二項に規定する範囲内で相当と認める額の偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受ける弁護士法人又は共同法人は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置すること。

二　自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任すること。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済）

第四十一条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人又は共同法人は、返済計画を立てて、当該貸付金を返済しなければならない。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人又は共同法人は、自己又は常駐社員等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。

一　貸付けの日から六か月を経過する日までに偏在対応常駐従事務所を設置しなかったとき。

二　偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に著しく反する活動を行ったとき。

三　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済の免除）

第四十二条　本会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人又は共同法人が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該弁護士法人又は共同法人の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承

認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　偏在対応常駐従事務所を設置した日から、貸付けの日から五年を経過する日まで、継続して偏在対応常駐従事務所を設置していたこと。

二　前号に規定する期間内における偏在対応常駐従事務所及び常駐社員等の収入から会長が相当と認める経費を控除した額が、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を返済するに足りる額に満たなかったと認められること。

三　第一号に規定する期間内において、自ら又は常駐社員等をして、公益的活動を積極的に受任したこと。

四　当該弁護士法人又は共同法人及び常駐社員等に、偏在対応弁護士等経済的支援事業の目的に照らして、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

2　本会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人又は共同法人が前項の規定による免除を受けられない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむ

を得ない事情によるものと認められ、かつ、偏在対応常駐従事務所及び常駐社員等の業務及び会計の状況に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該弁護士法人又は共同法人の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする弁護士法人又は共同法人は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（大規模災害により被災した場合の特例）

第四十二条の二　第三十六条の二の規定は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人及び共同法人に準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」と、「弁護士」とあるのは「弁護士法人又は共同法人」と読み替えるものとする。

（偏在対応常駐従事務所の経理）

第四十三条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付

けを受けた弁護士法人又は共同法人は、偏在対応常駐従事務所の会計を、当該弁護士法人又は共同法人の他の法律事務所の会計と区分して経理しなければならない。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第四十四条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人又は共同法人は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、偏在対応常駐従事務所の設置及び業務の状況その他本会が求める事項を本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。

第四節　偏在対応特別独立開業等支援補助金

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け）

第四十五条　本会は、特別独立開業等支援対象地区において独立開業しようとする独立開業希望弁護士等又は特別独立開業等支援対象地区において期間を限らず継続して業務を行う意思で常駐社員等を置く従たる法律事務所（以下「偏在対応特別常駐従事務所」という。）を設置

（常駐社員等がいない従たる法律事務所に常駐社員等を置くことを含む。以下この節において同じ。）しようとする弁護士法人又は共同法人に対し、その申請により、独立開業する際の法律事務所又は偏在対応特別常駐従事務所の設置及び運営を支援するため、独立開業し、又は偏在対応特別常駐従事務所を設置しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応特別独立開業等支援の対象として指定した上で、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けをする。ただし、弁護士でない独立開業希望弁護士等に対する貸付けは、その者が弁護士登録をした後に限る。

2　偏在対応特別独立開業等支援補助金は、六百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の独立開業希望弁護士等が共同して法律事務所を設置しようとする場合におけるそれぞれの独立開業希望弁護士等に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の額は、千百万円を独立開業希望弁護士等の数で除して得た額の範囲内とする。

3　第三十一条第二項の規定は弁護士に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて、同条第四項の規定は弁護士、弁護士法人及び共同法人に対する偏在

対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて、それぞれ準用する。

（準用）

第四十六条　第三十二条から第三十七条までの規定は、弁護士に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「偏在対応弁護士独立開業支援」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援」と読み替えるものとする。

2　第三十九条から第四十四条までの規定は、弁護士法人又は共同法人に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「偏在対応常駐従事務所開設支援」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援」と、「偏在対応常駐従事務所」とあるのは「偏在対応特別常駐従事務所」と読み替えるものとする。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済の免除）

第四十七条　本会は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士、弁護士法人又は共同法人に対

し、当該弁護士の法律事務所又は偏在対応特別常駐従事務所における当該弁護士法人若しくは共同法人及び常駐社員等の業務の状況を勘案して、その財務の状況にかかわらず、当該弁護士、弁護士法人又は共同法人の申請により、経理委員会の承認を得て、三百万円の範囲内で返済を免除することができる。ただし、第四十五条第二項ただし書に規定する場合にあっては、六百万円を弁護士の数で除して得た額の範囲内で返済を免除することができる。

2　前項の申請をしようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、本会に対し、独立開業又は偏在対応特別常駐従事務所の設置の日から一年を経過するごとに、その経過した日から六か月以内に、当該一年間の公益的活動の受任状況を報告して、同項の規定により免除を受けることができる限度額を三で除して得た額の範囲内で、本会が求める書面を添付して、書面により、免除の申請をしなければならない。

3　第一項の申請は、独立開業又は偏在対応特別常駐従事務所の設置の日から三年を経過するまでに受けた偏在対応特別独立開業等支援補助金について、三回に限ってすることができる。

（大規模災害により被災した場合の特例）

第四十七条の二　第三十六条の二の規定は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士、弁護士法人及び共同法人に準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「弁護士」とあるのは「弁護士、弁護士法人又は共同法人」と読み替えるものとする。

第五節　偏在対応弁護士等移転支援補助金

（偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付け）

第四十七条の三　本会は、大規模災害により被災した偏在解消対策地区（ただし、当該法律事務所又は当該法律事務所に所属する弁護士の数を除外すると偏在解消対策地区となる場合を含む。）若しくは特別独立開業等支援対象地区（以下「対象地域」という。）に法律事務所を設置している弁護士（以下「被災弁護士」という。）又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所を設置している弁護士法人若しくは共同法人（以下「被災弁護士等」と総称する。）が、当該大規模災害による

被災を原因として、当該法律事務所を当該対象地域内に移転（移転しようとする場合又は弁護士法人若しくは共同法人にあっては当該法律事務所を廃止した上で新たに設置し、若しくは設置しようとする場合を含む。以下この節において同じ。）し、又は他の対象地域内に移転した場合に、当該被災弁護士等が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請したときは、その移転を支援するため、移転した先の対象地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応弁護士等移転支援の対象として指定した上で、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けをすることができる。

2　被災弁護士等は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金若しくは偏在対応常駐従事務所開設支援補助金又は偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けている場合であっても、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けを受けることができる。

3　偏在対応弁護士等移転支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の被災弁護士が共同して同一の法律事務所を移転しようとする場合におけるそれぞれの被災弁護士に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の額は、五百万円を被災弁護士の数で除

して得た額の範囲内とする。

4　偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（準用）

第四十七条の四　第三十二条から第三十七条までの規定（ただし、第三十二条第四項を除く。）は、弁護士に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「独立開業希望弁護士等」とあるのは「被災弁護士」と、「前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」とあるのは「第四十七条の三第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」と、「偏在対応弁護士独立開業支援」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援」と、「独立開業」とあるのは「移転」と（ただし、第三十六条第一項第一号中「継続して独立開業していたこと」とあるのは「継続して開業していたこと」と、第三十七条中「独立開業の状況」とあるのは「開業の状況」と読み替えるものとする。）、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援補助金」と、「第三十一条第三項」とあるのは「第四十七条の三第三項」と、「第三十四条第一項」とあるのは「第四十七条の四第一項において準用する第

三十四条第一項」と読み替えるものとする。

2　第三十九条から第四十四条までの規定は、弁護士法人又は共同法人に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援補助金」と、「前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」とあるのは「第四十七条の三第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」と、「偏在対応常駐従事務所開設支援」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援」と、「設置」（第四十二条第一項第一号の「設置していたこと」及び第四十四条の「設置」を除く。）とあるのは「移転」と、「第三十八条第二項」とあるのは「第四十七条の三第三項本文」と読み替えるものとする。

第六節　偏在対応復旧費用支援補助金

（偏在対応復旧費用支援補助金の給付）

第四十七条の五　本会は、被災弁護士等が当該被災を原因として当該法律事務所について損害を受け、その復旧費用として必要な支出をし、又は支出を必要とする場合に、

当該被災弁護士等が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請をしたときは、偏在対応復旧費用支援補助金を給付することができる。

2　偏在対応復旧費用支援補助金は、当該法律事務所ごとに百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3　偏在対応復旧費用支援補助金は、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けを受けるときは、給付しない。

4　偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受ける被災弁護士等は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　偏在対応復旧費用支援補助金を復旧費用に充てること。

二　被災弁護士等の法律事務所が所在する地域の住民に対する災害復旧支援活動に努め、当該支援活動の実施状況に関する報告書を本会に提出すること。

三　次項に掲げる事由が生じたときは、直ちに偏在対応復旧費用支援補助金を返還すること。

5　偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受けた被災弁護士等は、次に掲げる事由が生じたときは、偏在対応復旧費用支援補助金を直ちに返還しなければならない。ただし、当該事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、当該被災弁護士等の書面による申請により、理事会の承認を得て、その返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

一　給付の日から三か月を経過する日までに当該法律事務所を廃止又は移転（当該対象地域内又は他の対象地域内への移転を除く。）したとき。

二　偏在対応復旧費用支援補助金から充てた復旧費用につき損害保険により補填を受けたとき。ただし、返還額は偏在対応復旧費用支援補助金及び補填を受けた損害保険金の合計額から復旧費用として支出した金額（以下この号において「実損額」という。）を控除した額を限度とする（実損額が偏在対応復旧費用支援補助金及び補填を受けた損害保険金の合計額以上の場合は、偏在対応復旧費用支援補助金の返還を要しない。）。

三　その他偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受けた被災弁護士等が、その給付の目的に反する行為をしたとき。

（除外規定）

第四十七条の六　前条の規定は、被災弁護士が公設事務所弁護士、日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士又

は組織内弁護士（弁護士職務基本規程（会規第七十号）第五十条に規定する組織内弁護士をいう。ただし、非常勤であるものを除く。）である場合には、適用しない。

第五章　新人弁護士等準備・養成等援助事業

第一節　通則

（新人弁護士等準備・養成等援助事業）

第四十八条　本会は、この章に定めるところにより、新人弁護士等準備・養成等援助事業として、次に掲げる者（以下「新人弁護士等」という。）が公設事務所弁護士、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となる弁護士（以下「偏在対応弁護士」という。）となるために必要な準備を行う期間について、その準備を支援し、又はその準備を行わせて養成する弁護士、弁護士法人若しくは共同法人に対し、その費用の一部を負担して援助するため、新人弁護士等準備支援補助金の貸付け並びに新人弁護士等養成事務所養成支援補助金、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金及び偏在対策拠点

事務所開設援助金の給付その他これらに関連する必要な事項を行う。

一　司法修習生の修習を終えて弁護士となった者であって、修習を終えてから一年を経過しないもの

二　裁判官若しくは検察官であった者又は弁護士法第五条若しくは第六条に規定する弁護士となる資格を有する者であって、初めて弁護士名簿に登録（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第四条第一項の弁護士登録を除く。）されてから一年を経過しないもの

三　公益的活動等について経験が乏しいと認められる者であって、会長が特に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動に係る実務経験等の準備又は養成の必要があると認めたもの

第二節　新人弁護士等準備支援補助金

（新人弁護士等準備支援補助金の貸付け）

第四十九条　本会は、おおむね二年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを予定する新人弁護士等（司法修習生及び司法修習生の修習を終え、弁護士、

裁判官又は検察官となったことがない者（以下この節において「司法修習生等」という。）を含む。以下この節において同じ。）に対し、その申請により、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるための準備を支援するため、所属する弁護士会（司法修習生等にあっては入会しようとする弁護士会。以下この節において同じ。）又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により新人弁護士等準備支援の対象として指定した上で、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けをする。ただし、司法修習生等に対する貸付けにあっては、弁護士登録をした後に限る。

2　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けは、新人弁護士等一人につき一回に限る。

3　新人弁護士等準備支援補助金は、百万円の範囲内で基金から支出する。

4　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（新人弁護士等準備支援対象としての指定）

第五十条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けようとする新人弁護士等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁

護士会連合会に対し、本会に新人弁護士等準備支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　他の弁護士、弁護士法人又は共同法人から、相応の賃金の支給又は所得の保障がされていないこと（司法修習生等にあっては、その予定であること。）。

二　執務状況（司法修習生等にあっては、弁護士登録後に予定する執務状況）が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となろうとする者の養成に適した環境及び体制の下にあること。

三　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

四　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

五　その他当該申出の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けようとする新人弁護士等が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該新人弁護士等を新人弁護士等準備支援対象として指定するよう求める

申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る新人弁護士等を新人弁護士等準備支援対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4　本会は、司法修習生等を新人弁護士等準備支援対象として指定するときは、弁護士登録をすることを条件として付さなければならない。

5　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第五十一条　新人弁護士等準備支援の対象として指定された新人弁護士等は、指定の日から六か月を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、当該貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件に、第四十九条第三項に規定する範囲内で相当と認める額の新人弁護士等

準備支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受ける新人弁護士等は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となること。

二　公益的活動を積極的に受任すること。

三　一年以上の期間（特段の事情がある場合にあっては、その事情に応じて必要な期間）を目途として、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積むなどの準備を行うこと。

（新人弁護士等準備支援補助金の返済）

第五十二条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、返済計画を立て、当該貸付金を返済しなければならない。

2　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、新人弁護士等準備支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなけれ

ばならない。

一　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき（第五十条第一項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを除く。）。

二　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積むなどの準備をすることを著しく怠ったとき。

三　新人弁護士等準備・養成等援助事業の趣旨に著しく反する活動を行ったとき。

四　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（新人弁護士等準備支援補助金の返済の免除等）

第五十三条　本会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等（新人弁護士等であった者を含む。以下この節において同じ。）が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該新人弁護士等の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当

と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務についておおむね経験したと認められること。

二　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったこと（第五十条第一項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを含む。）。

三　新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に照らして、新人弁護士等準備支援補助金の貸付金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

２　本会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等が前項の規定による免除を受けることができない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、当該新人弁護士等の業務及び会計の状況（弁護士法人又は共同法人を設立した

場合は、当該弁護士法人又は共同法人の状況を含む。）に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該新人弁護士等の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする新人弁護士等は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等準備支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第五十四条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるための準備の状況その他本会が求める事項を本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。

第三節　新人弁護士等養成事務所及び新人弁護士等に対する援助等

第一款　新人弁護士等養成事務所等の登録

（新人弁護士等養成事務所の登録）

第五十五条　本会は、年度ごとに、随時、新人弁護士等を採用（雇用のほか賃金の支給又は所得の保障をしないで事務所を共にさせることを含む。以下同じ。）して新人弁護士等養成弁護士となることを希望する弁護士、弁護士法人又は共同法人の募集を行う。

2　前項の募集に対する応募は、法律事務所ごとに行う。

3　第一項の募集に応募しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書面を提出しなければならない。

一　登録を希望する年度（応募申込書を提出した日の属する年度又はその翌年度に限る。）

二　養成を希望する新人弁護士等の司法修習期

三　養成を希望する新人弁護士等が公設事務所弁護士となろうとする者であるか偏在対応弁護士となろうとす

る者であるかそのいずれもであるかの別

四　第七項第一号及び第二号に規定する指導担当弁護士の氏名

五　新人弁護士等に支給する予定の賃金の額又は保障する予定の所得の額

六　採用する新人弁護士等又は司法修習生が決まっている場合にあっては、その氏名及び所属弁護士会（司法修習生にあっては、司法修習期）

4　前項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に記載された指導担当弁護士の公益的活動の受任状況を確認し、公益的活動の受任状況が明らかに不十分な場合は、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、指導担当弁護士の変更その他の適当な措置を求める。

5　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に不備がある場合には、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、補正を求める。

6　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する場合に該当するか否かにかかわらず、本会に応募申込書を送付する。この場合

において、弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する求めの有無、これに対する対応の有無その他必要と認める事項を本会に報告しなければならない。

7　本会は、前項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動並びに多重債務者の債務整理事件及び市民を依頼者とする一般民事事件を新人弁護士等と共同して受任するなどして新人弁護士等を養成する指導担当弁護士が確保されていること。

二　法律事務所の経営に関する指導を行う指導担当弁護士が確保されていること。

三　採用する新人弁護士等があらかじめ決まっている等の特段の事情がある場合を除き、本会が次条の規定により情報提供をすることを承諾し、新人弁護士等の募集を行うことを約していること。

四　当該応募をした弁護士、弁護士法人又は共同法人が、新人弁護士等を採用した場合について、次に掲げる事項を約していること。

イ　指導担当弁護士により第一号及び第二号に規定する養成及び指導を行うこと。

ロ　本会が実施する新人弁護士等のための研修に新人弁護士等が参加する機会を保障し、配慮すること。

ハ　新人弁護士等に対し、採用の日（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨義務付けること。

ニ　新人弁護士等に対し、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨義務付けること。

五　その他応募の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

8　本会は、応募が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人を新人弁護士等養成弁護士として選定し、その法律事務所を新人弁護士等養成事務所として、当該新人弁護士等養成弁護士と併せて新人弁護士等養成事務所名簿に登録する。この場合において、新人弁護士等養成弁護士が登録を希望する年度が始まっている場合にあっては直ちに、始まっていない場合にあってはその年度が開始する時に登録する。

9　本会は、応募が第七項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき（補正により要件を満たす可能性がある場合にあっては、必要な補正を求め、なお要件を満たさないと認めるとき、又は補正に応じないときに限る。）は、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人を新人弁護士等養成弁護士として選定しない旨決定する。この場合においては、決定の後、速やかに、その旨及び理由を記載した書面により、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人に通知する。

10　新人弁護士等養成弁護士は、養成を行う新人弁護士等を採用したときは、速やかに、その旨及び本会が求める事項を書面により本会に報告しなければならない。

（新人弁護士等養成事務所の情報提供）

第五十六条　本会は、新人弁護士等養成事務所に係る情報を、本会が定める期間、本会のホームページに掲載して公開する。ただし、あらかじめ採用する新人弁護士等が決まっている新人弁護士等養成事務所については、この限りでない。

（既に採用している場合の新人弁護士等養成事務所の登録）

第五十七条　新人弁護士等を採用して養成している弁護士、

弁護士法人又は共同法人は、新人弁護士等を採用した日から六十日を経過する日までの間に限り、第五十五条第一項の募集に応募することができる。

2　前項の規定により応募しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、その法律事務所ごとに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書類を提出しなければならない。

一　採用した新人弁護士等の氏名及び所属弁護士会

二　採用した新人弁護士等が公設事務所弁護士となろうとする者であるか偏在対応弁護士となろうとする者であるかそのいずれでもあるかの別

三　養成を行う期間、内容等の計画

四　第四項第一号及び第二号に規定する指導担当弁護士の氏名

五　採用した新人弁護士等に支給している賃金の額又は保障している所得の額

3　第五十五条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する応募申込書の提出があった場合について準用する。

4　本会は、前項において準用する第五十五条第六項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が

次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動並びに多重債務者の債務整理事件及び市民を依頼者とする一般民事事件を新人弁護士等と共同して受任するなどして新人弁護士等を養成する指導担当弁護士が確保されていること。

二　法律事務所の経営に関する指導を行う指導担当弁護士が確保されていること。

三　指導担当弁護士により前二号に規定する養成及び指導が行われていること。

四　本会が実施する新人弁護士等のための研修に当該新人弁護士等が参加する機会を保障し、配慮する旨約していること。

五　採用した新人弁護士等が、採用の日（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

六　採用した新人弁護士等が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

七　その他応募の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助

事業の目的に適合していること。

5　本会は、応募が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士、弁護士法人又は共同法人を新人弁護士等養成弁護士として選定し、その法律事務所を新人弁護士等養成事務所として、当該新人弁護士等養成弁護士と併せて新人弁護士等養成事務所名簿に直ちに登録する。

6　第五十五条第九項の規定は、応募が第四項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるときについて準用する。

（新人弁護士等養成事務所名簿の登録事項の変更、登録の有効期間等）

第五十八条　新人弁護士等養成弁護士は、新人弁護士等養成事務所名簿の登録事項に変更があったときは、その旨本会に届け出なければならない。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、本会のホームページに掲載された情報を修正する。

2　新人弁護士等養成事務所名簿の登録の有効期間は、登録された年度限りとする。

3　新人弁護士等養成弁護士は、登録された年度の翌年度も継続して登録を受けようとするときは、第五十五条又

は前条の規定にかかわらず、本会が求める書面を本会に提出すれば足りるものとする。この場合において、本会は、継続して登録することが不適当と認める特段の事情がない限り、継続して新人弁護士等養成事務所名簿に登録する。

4　前項の場合において、継続して登録することが不適当と認める特段の事情がある場合については、第五十五条第九項の規定を準用する。

第二款　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付）

第五十九条　本会は、新人弁護士等養成弁護士が一定期間の養成の後公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を雇用した場合、その申請により、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付する。

2　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士が新人弁護士等を雇用して養成を行う期間は、一年以上でなければならない。ただし、

当該新人弁護士等が一定の弁護士経験を有する場合、弁護士会、弁護士会連合会又は公設事務所支援委員会から第五十五条第七項第一号及び第二号に規定する養成及び指導と同様の支援を受けることが予定されている場合その他特段の事情があると認められる場合は、二か月以上の期間に短縮することができる。

3　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金は、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める額の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

一　一年以上　新人弁護士等一人当たり百万円

二　一年未満　新人弁護士等一人当たり十万円に養成期間の月数を乗じて得た額であって、八十万円を超えない額

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請）

第六十条　新人弁護士等養成弁護士は、養成期間が一年以上である場合にあっては雇用の日から二年を経過する日までに、一年未満である場合にあっては雇用の日から一年を経過する日までに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、養成を行う期間、内容等の計画を明示して、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、新人弁護士等養成事務

所養成支援補助金の給付を申請することができる。ただし、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める期間は、申請することができない。

一　一年以上　雇用の日から四か月を経過する日までの期間

二　一年未満　雇用の日から二か月を経過する日までの期間

2　本会は、前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第三項の範囲内で相当と認める額の新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付する。

一　前項に規定する申請可能な期間内の申請であること。

二　雇用した新人弁護士等に勤務弁護士としてふさわしい賃金の支給又は所得の保障をしていること。

三　雇用した新人弁護士等が、雇用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

四　雇用した新人弁護士等が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

五　その他申請の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

3　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　雇用した新人弁護士等に、第一項に規定する申請の際に明示した養成期間中、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積ませること。

二　新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに、当該新人弁護士等を公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

三　次条第一項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還）

第六十一条　本会は、次に掲げる事由が生じたとき（第一号及び第二号に掲げる事由が生じたときにあっては、前条第二項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当

該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを除く。）は、第五十九条第三項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士（新人弁護士等養成弁護士であった者を含む。以下この款において同じ。）に対し、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該新人弁護士等養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一　新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに、雇用した新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき。

二　雇用した新人弁護士等が、新人弁護士等養成事務所に所属しなくなった場合であって、当該新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならないことが確実となったとき。

三　新人弁護士等養成弁護士（弁護士法人又は共同法人である場合にあっては、その社員を含む。次号において同じ。）が新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

四　新人弁護士等養成弁護士が懲戒処分（戒告を除く。）

を受けたとき。

2　本会は、前項各号に掲げる事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該新人弁護士等養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとする新人弁護士等養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付に伴う報告義務）

第六十二条　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士は、新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までの間、毎年一回、新人弁護士等の養成の状況その他本会が求める事項を本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第三款　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付）

第六十三条　本会は、新人弁護士等養成弁護士が一定期間の養成の後公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を採用することを予定し、又は採用した場合であって、採用のため新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張（弁護士法人又は共同法人にあっては、従たる法律事務所を設置することを含む。以下この節において同じ。）若しくは移転をし、又は備品購入等をするために出捐を必要とする、又は必要な出捐をしたときは、その申請により、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を給付する。

2　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金は、採用する新人弁護士等の数にかかわらず、新人弁護士等養成事務所ごとに二百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3　第一項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士又は新人弁護士等養成事務所の他の弁護士（他の弁護士であった者を含む。）が日本司法支援センター常勤スタ

ッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）第十一条第二項の規定によりスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けているときは、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金は、給付しない。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付の申請）

第六十四条　新人弁護士等養成弁護士は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第二項の範囲内で相当と認める額の新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を給付する。

一　新人弁護士等の採用を予定している場合にあっては、その採用の計画が相当程度に具体的なこと。

二　新人弁護士等の採用のため、新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等の必要があると認められること（既に出捐した場合にあっては、その必要があったと認められること。）。

三　前号に規定する事由の内容が相当程度に具体的であり、費用予定額が相当であること（既に出捐した場合にあっては、出捐した額が相当であること。）。

四　新人弁護士等の採用を予定している場合にあっては、採用する新人弁護士等に対して公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任することを義務付ける旨約していること。

五　新人弁護士等を採用している場合にあっては、当該新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

六　その他申請の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

3　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　新人弁護士等を採用するため新人弁護士等養成事務所の施設の拡張等を行い、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金をそのための費用に充てること。

二　給付の日から三年を経過する日までに、新人弁護士等を公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

三　次条第一項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還）

第六十五条　本会は、次に掲げる事由が生じたとき（第一号及び第二号に掲げる事由が生じたときにあっては、給付の日から三年を経過する日までに、当該給付に係る新人弁護士等以外の新人弁護士等（以下この項において「給付外新人弁護士等」という。）を採用して養成し当該給付外新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったとき及び当該給付に係る新人弁護士等又は給付外新人弁護士等が採用された際に特定の地域において偏在対応弁護士となる旨約していた場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを除く。）は、第六十三条第二項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士（新人弁護士等養成弁護士であった者を含む。以下この款において同じ。）に対し、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、新人弁護士等

養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一　給付の日から三年を経過する日までに、当該新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等（二人以上ある場合にあっては、その全員。次号において同じ。）が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき。

二　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等が、当該新人弁護士等養成事務所に所属しなくなった場合であって、給付の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならないことが確実となったとき。

三　新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等を行わなかったとき。

四　採用した新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等の養成を著しく怠り、その他新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

五　新人弁護士等養成弁護士（弁護士法人又は共同法人である場合にあっては、その社員を含む。）が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

2　本会は、前項各号に掲げる事由が生じたことについて

やむを得ない事情があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、新人弁護士等養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとする新人弁護士等養成弁護士は、同項のやむを得ない事情又は相当の理由があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に伴う報告義務）

第六十六条　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士は、給付を受けた日から三年を経過する日までの間、毎年一回、新人弁護士等の採用及び養成の状況その他本会が求める事項を本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第四款　養成を受ける新人弁護士等に対する援助

（新人弁護士等の研修等に係る交通費及び宿泊費の支給援助）

第六十七条　本会は、新人弁護士等養成事務所において養成を受ける新人弁護士等のため、公益的活動その他の弁護士業務に関する研修を実施する。この場合において、本会は、これに参加する新人弁護士等の交通費及び宿泊費を基金から支出することができる。

2　本会は、第二十三条第一項の規定により公設事務所弁護士の退任に伴い後任の公設事務所弁護士を公募している場合であって、新人弁護士等養成事務所において養成を受けている新人弁護士等が応募を検討するため当該公設事務所を見学するときは、これに要する交通費及び宿泊費を基金から支出することができる。

3　前項の規定による交通費及び宿泊費は、第七十二条第二項第六号に規定する公設事務所の見学に要する交通費及び宿泊費の補助を受けた者に対して支出することを妨げない。

4　第一項又は第二項の規定による交通費及び宿泊費の支出は、その支出を求める者の書面による申請により行う。

第五款　日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出

第六十八条　本会は、日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則第七条又は第十一条の規定により援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士が同規則第九条第一号若しくは第二号又は第十三条第一項第一号の規定により援助金の返還を求められた場合において、当該スタッフ弁護士養成弁護士に養成を受けた弁護士（日本司法支援センターの養成課程にある常勤スタッフ弁護士として養成を受けた者を除く。）が援助金の給付の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときは、援助金の返還を求められたスタッフ弁護士養成弁護士に対し、その申請により、返還に必要な額を基金から援助金として支出することができる。

２　前項の申請をしようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人は、養成した弁護士が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったことを証明する資料を添付して、本

会に対し、書面により申請しなければならない。

第四節　偏在対策拠点事務所開設援助金

（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付）

第六十九条　本会は、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを主たる目的の一つとする法律事務所（弁護士法人又は共同法人の従たる法律事務所にあっては、会長が定める基準に適合するものに限る。以下「偏在対策拠点事務所」という。）の開設（弁護士の法律事務所及び弁護士法人又は共同法人の従たる法律事務所である場合にあっては法律事務所を設置することを、弁護士法人又は共同法人の主たる法律事務所である場合にあっては弁護士法人又は共同法人を設立して主たる法律事務所を設置することをいう。以下この節において同じ。）に際して、開設費用及び当面の運営資金を援助するため、当該偏在対策拠点事務所を支援しようとする弁護士会又は弁護士会連合会に対し、その申請により、偏在対策拠点事務所開設援助金を給付する。

２　偏在対策拠点事務所開設援助金は、一つの偏在対策拠

点事務所につき千五百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付は、分割してすることができる。

（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付の手続及び基準）

第七十条　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けようとする弁護士会又は弁護士会連合会は、申請書及び本会が求める書類を本会に提出して申請しなければならない。

2　本会は、前項の規定による申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、理事会の承認を得て、前条第二項の範囲内で相当と認める額の偏在対策拠点事務所開設援助金を給付する。

一　偏在対策拠点事務所の開設に際しての申請であって、開設費用及び開設後相当期間が経過しない時期までの事務所運営資金の援助を受けるための申請であること。

二　偏在対策拠点事務所の開設が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

三　本会から偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けたときは、速やかに、偏在対策拠点事務所を開設し、

又は開設しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人に対し、同額の金員を本会が定める条件により給付することを約していること。

四　偏在対策拠点事務所において公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士となろうとする者の養成に適した環境及び体制が整備されていること又はその具体的な計画があって、弁護士会若しくは弁護士会連合会がその計画を支援する旨約していること。

五　偏在対策拠点事務所を開設し、又は開設しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人が、当該偏在対策拠点事務所において採用し、又は採用する予定の新人弁護士等に対し、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任することを義務付けていること又はその旨約していること。

六　弁護士会又は弁護士会連合会が、偏在対策拠点事務所を、その開設後も引き続き支援する旨約していること。

3　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受ける弁護士会又は弁護士会連合会は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　偏在対策拠点事務所開設援助金を、前項第一号に規定する目的のために充てること。

二　弁護士会又は弁護士会連合会が偏在対策拠点事務所を支援及び指導監督すること。

三　弁護士会又は弁護士会連合会が偏在対策拠点事務所を開設し、又は開設しようとする弁護士、弁護士法人又は共同法人との間で次に掲げる事項その他偏在対策拠点事務所開設援助金の給付の趣旨に適合する事項に関して契約を締結すること。

イ　前項第三号から第五号までに規定する事項

ロ　当該偏在対策拠点事務所において採用した弁護士を一年以上養成し、採用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付に伴う報告義務）

第七十一条　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、本会の求めがあったときは、偏在対策拠点事務所に対する金員の給付の実行、偏在対策拠点事務所の開設又は運営の状況その他本会が求める事項について、本会に対し、速やかに報告しなければならない。

第六章　弁護士過疎・偏在対策に関する活動

（弁護士過疎・偏在対策のための調査研究活動等）

第七十二条　本会は、弁護士過疎・偏在対策のための調査研究活動、研修活動、広報活動等を行うことができる。

２　本会は、前項の規定による活動として、次に掲げる活動を行うことができる。

一　法律相談センター及び公設事務所の設置及び活動の状況に関する情報交換その他の調査研究、研修等を目的とする弁護士会連合会との協議会の開催及び運営

二　公設事務所の設置及び活動の状況に関する情報交換、公設事務所弁護士相互間の公設事務所弁護士の業務に関する情報交換その他の調査研究、研修等を目的とする公設事務所弁護士との協議会の開催及び運営

三　公設事務所弁護士に対する研修

四　偏在対応弁護士に対する研修

五　前二号に掲げる研修に参加するために要する交通費及び宿泊費の補助

六　公設事務所弁護士となることを検討している者に対

する公設事務所の見学に要する交通費及び宿泊費の補助

七　その他弁護士過疎・偏在対策に資する活動

3　本会は、前項各号に掲げる活動に必要な費用を、その給付を求める者の書面による申請により、基金から支出することができる。

第七章　会計

（会計年度）

第七十三条　規程第三条第二項の特別会計の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（基金の収入）

第七十四条　基金の収入は、次に掲げるとおりとする。

一　削除

二　弁護士、弁護士法人、共同法人又は弁護士会である会員からの寄付金

三　弁護士、弁護士法人、共同法人及び弁護士会である会員以外の者からの寄付金

四　一般会計からの繰入金

五　貸付金の返済に係る収入

六　給付金等の返還に係る収入

七　公設事務所の施設の賃借に係る敷金、保証金等の返還に係る収入

八　他の特別会計からの繰入金

九　利息その他の果実

十　その他の雑収入

2　前項第三号の寄付金を受け入れる場合は、会長の承認を得なければならない。

（基金の支出）

第七十五条　基金の支出は、次に掲げるとおりとする。

一　第二章に規定する法律相談センター援助事業に係る援助金

二　第三章に規定する公設事務所援助事業に係る援助金及び貸付金、公設事務所施設の賃借に要する費用並びに公設事務所支援委員会の活動に係る費用

三　第四章に規定する偏在対応弁護士等経済的支援事業に係る補助金

四　第五章に規定する新人弁護士等準備・養成等援助事業に係る補助金及び援助金並びに日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出

五　前章に規定する弁護士過疎・偏在対策のための活動に関する支出

六　その他前各号に関連する費用

（基金の管理及び保管）

第七十六条　基金は、会長が管理し、金融機関への寄託その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第八章　雑則

（会長への委任）

第七十七条　この規則を実施するための手続その他必要な事項は、会長が細則で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（設置要綱及び規則の廃止）

第二条　次に掲げる設置要綱及び規則は、廃止する。

一　日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱（平成十一年九月十日施行）

二　「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）

三　弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）

（経過措置の原則）

第三条　この規則の規定は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる要綱及び規則の規定により生じた効力を妨げない。

（法律相談センター援助事業に関する経過措置）

第四条　第二章の規定は、施行日の属する年度に係る法律相談センター援助から適用するものとし、その前の年度に係る法律相談センター援助については、なお従前の例による。ただし、施行日の属する年度の前の年度に係る法律相談センター援助の援助金の給付であって、施行日以後に基金から支出されるものについては、同章に規定する法律相談センター援助事業に係る援助金とみなす。

2　前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に附則第二条第二号の規定による廃止前の「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（以下「旧ひまわり基金規則」

という。）附則第三項及び第四項の規定の適用がある地域については、当該各項の規定は、なお効力を有する。この場合においては、当該各項の規定の適用のある間、第四条第二項の規定を適用する。

3　本会は、施行日の属する年度の前年度になされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第三号又は第四条の二第二項第二号の規定による運営費援助の援助金の支出につき、旧ひまわり基金規則第四条第三項（旧ひまわり基金規則第四条の二第三項において準用する場合を含む。）第一号の規定により減額することができる場合は、当該減額に相当する金額について、施行日の属する年度の第五条第三号又は第六条第二号の規定による運営費に対する援助金を減額することにより返還を受けることができる。

4　本会は、次の各号に掲げる場合において、施行日の属する年度に係る法律相談センター援助の申請があったときは、当該申請に係る援助金の給付において、当該各号に定める差額分を減額することにより、その返還を受けることができる。

一　施行日の属する年度の前の年度になされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第七号の規定による継続的広報費援助の援助金の支出につき、行った広報に要した費用の額が給付をした継続的広報費援助の援助金の額を下回った場合　当該費用の額と当該援助金の額の差額

二　施行日の属する年度の前の年度において、法律相談センターの開設の前にあらかじめなされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第一号若しくは第四条の二第二項第一号の規定による開設費援助又は通信設備の設置の前にあらかじめなされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第二号の規定による通信設備設置費援助の援助金の支出の額が、後に決定された開設費援助又は通信設備設置費援助の援助金の額を上回った場合　当該支出の額と当該決定額の差額

5　施行日前に、法律相談センター援助の申請をする弁護士会又は弁護士会連合会が毎年一月一日から十二月三十一日まで又は毎年二月一日から翌年一月三十一日までの期間を法律相談事業の事業年度として定め、当該事業年度（以下「申請弁護士会等の事業年度」という。）ごとに申請を行い、旧ひまわり基金規則第四条又は第四条の二の援助金の支出を受けていた場合（施行日前の直近の申請において年度ごとに申請を行った場合を除く。）に

は、第八条の規定にかかわらず、当分の間、当該弁護士会又は弁護士会連合会については、当該申請弁護士会等の事業年度ごとに法律相談センター援助の申請を行うことができるものとする。この場合においては、第四条第一項第一号イ及び第二項、第五条第三号、第六条第二号、第八条第一項並びに第十条第一項中「年度」とあるのは「申請弁護士会等の事業年度」とする。

6　旧ひまわり基金規則の規定により支出された援助金その他の金員について、施行日以後に本会に対して返還その他による入金があったときは、この規則の規定による返還その他の入金があったものとみなす。

（公設事務所援助事業に関する経過措置）

第五条　第三章の規定は、施行日以後に第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により開始された公募に係る公設事務所弁護士及びその候補者について適用するものとし、施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士及びその候補者については、当該公設事務所弁護士又はその候補者が本会ら三者との間において締結する、又は締結した旧ひまわり基金規則第六条の四の契約に定める任期（再任によるものを含む。）を終えるまでの間、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始された公

募に係る公設事務所弁護士が退任するに際して行う、退任した公設事務所弁護士に対する支援については第二十八条の規定を、公設事務所弁護士の引継ぎによる公設事務所の設置の存続については第二十三条の規定を、公設事務所の廃止については第二十四条の規定を、それぞれ適用する。

2　施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士の再任及び再任による任期の決定については、第十四条第二項の規定を適用する。ただし、施行日後に満了する任期（再任によるものを含む。）が通算して四年以上となる者については、当該任期の満了に当たり、二年の範囲の任期で再任することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士に対する援助等については、第三章第五節の規定を適用する。この場合において、施行日前に行われた旧ひまわり基金規則の規定による次の各号に掲げる事項に関する援助、給付その他の行為は、当該各号に定める事項に関する援助、給付その他の行為とみなす。

一　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号の開設費援助　第二十五条第一項第一号の開設費援助金に係る援

助

二　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号に掲げる開設費援助の早期仮払金　第二十五条第三項に規定する準備金の仮の給付

三　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号に掲げる開設費援助の仮払金　第二十五条第三項に規定する公設事務所の設置に係る費用の見込額の仮の給付

四　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号の運営費援助　第二十五条第一項第二号の運営費援助金に係る援助

五　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号に掲げる運営費援助の仮払金　第二十五条第四項第二号に規定する運営費援助の援助金の仮の給付

六　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号に掲げる運営費援助の早期仮払金　第二十五条第四項第一号に規定する運営準備に係る貸付け

4　施行日以後に第二十二条第一項の規定により公募が開始された場合においては、施行日前になされた当該公募に係る公設事務所の設置を求める旨の弁護士会からの要請にあっては第二十条第一項に規定する要請と、当該公募に係る公設事務所について締結された旧ひまわり基金

規則第六条の三の協定書にあっては第二十条第一項に規定する三者協定と、旧ひまわり基金規則の規定により設置された公設事務所支援委員会にあっては第十七条第一項の規定により設置された公設事務所支援委員会と、それぞれみなす。この場合において、当該公設事務所支援委員会が旧ひまわり基金規則の規定により定めた運営要綱は、同条第六項の規定により定めた運営要綱とみなす。

5　前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に効力を有する旧ひまわり基金規則第六条の三の規定により締結された協定書及び旧ひまわり基金規則第六条の四の規定により締結された契約書は、この規則の規定の適用については、第二十条第一項の規定により締結された三者協定に係る書面及び第二十二条第四項の規定により締結された四者契約に係る書面と、それぞれみなす。

6　施行日前に本会ら三者が公設事務所弁護士又はその候補者に対して公設事務所の施設（駐車場その他の附属施設を含む。）を第三者から賃借して行った転貸は、第二十七条に規定する転貸とみなす。

7　公設事務所弁護士及びスタッフ弁護士の退任弁護士支援事務所募集要領の規定に基づき自己の法律事務所を公設事務所弁護士又はスタッフ弁護士を退任した弁護士を

支援する事務所として応募し、その名簿への登録を受けた弁護士又は弁護士法人は、第二十八条の規定により登録された弁護士又は弁護士法人とみなす。

8　旧ひまわり基金規則第六条の二の規定による援助金、実費及び費用について、施行日以降に本会に対して返還その他による入金があったときは、第二十六条の規定による返還その他の入金があったものとみなす。

（偏在対応弁護士等経済的支援事業に関する経過措置）

第六条　施行日前に行われた附則第二条第三号の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（以下「旧経済的支援規則」という。）第二十二条第三項、第二十七条第三項及び第三十三条第三項に規定する申請に係る手続並びに当該手続による貸付金の返済又はその猶予若しくは免除、報告その他の手続については、なお従前の例による。ただし、当該手続において施行日後に行われる次の各号に掲げる貸付けは、基金からの支出については、当該各号に定める貸付けとみなす。

一　旧経済的支援規則第二十三条第二項の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け　第三十三条第二項の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け

二　旧経済的支援規則第二十八条第二項の規定による偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け　第四十条第二項の規定による偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け

三　旧経済的支援規則第三十四条第二項の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け　第四十六条第二項において準用する第四十条第二項の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け

2　施行日以後に旧経済的支援規則第二十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金、旧経済的支援規則第二十六条第一項に規定する偏在対応常駐従事務所開設支援補助金又は旧経済的支援規則第三十二条第一項に規定する偏在対応特別独立開業等支援補助金について返済があったときは、当該返済金は、第三十五条第一項、第四十一条第一項又は第四十六条第一項において準用する第三十五条第一項若しくは第四十六条第二項において準用する第四十一条第一項の規定による返済とみなす。

3　施行日前に行われた旧経済的支援規則第二十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金及び旧経済的支援規則第三十二条第一項に規定する偏在対応特

別独立開業等支援補助金の各貸付けは、第三十一条第二項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金及び第四十五条第一項に規定する偏在対応特別独立開業等支援補助金の各貸付けとみなす。

（新人弁護士等準備・養成等援助事業に関する経過措置）

第七条　第五章第三節第一款の規定については施行日の属する年度における新人弁護士等養成事務所名簿の登録に係る手続から、同節第二款及び第三款の規定については施行日の属する年度における新人弁護士等養成事務所名簿に登録された新人弁護士等養成弁護士から、第六十七条の規定については施行日以後に行われる同条第四項の申請に係る手続から、第六十八条の規定については施行日以後に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となった場合から、それぞれ適用する。

2　第五十五条第一項及び第五十七条第一項の募集及びこれに対する応募その他第五十五条第八項及び第五十七条第五項に規定する新人弁護士等養成弁護士及び新人弁護士等養成事務所の登録のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の際現に行われている旧ひまわり基金規則第七条の二に規定する養成及び同条第二項に規定する援助金の交付並びに施行日前に交付された同項の援助金についての同条第四項の規定による返還の手続並びに施行日前に行われた旧経済的支援規則第四条第一項に規定する申請に係る手続及び当該手続により給付された援助金に係る報告等の手続並びに旧経済的支援規則第七条第三項、第十二条第三項及び第十七条第四項に規定する申請に係る手続並びに当該手続により給付された補助金に係る償還又はその猶予若しくは免除、報告等の手続については、なお従前の例による。ただし、基金からの支出については、この規則の施行の際現に行われている旧ひまわり基金規則第七条の二に規定する養成について施行日後に行われる同条第二項に規定する援助金の交付にあっては第六十条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付と、施行日前に行われた旧経済的支援規則第四条第一項、第七条第三項、第十二条第三項及び第十七条第四項に規定する申請に係る手続における施行日後の次の各号に掲げる給付にあっては当該各号に定める給付又は貸付けと、それぞれみなす。

一　旧経済的支援規則第四条第二項の規定による偏在対

策拠点事務所開設援助金の給付　第七十条第二項の規定による偏在対策拠点事務所開設援助金の給付

二　旧経済的支援規則第八条第二項の規定による偏在対応弁護士養成事務所拡張支援補助金の給付　第六十四条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付

三　旧経済的支援規則第十三条第二項の規定による偏在対応弁護士養成費用支援補助金の給付　第六十条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付

四　旧経済的支援規則第十八条第二項の規定による偏在対応弁護士定着等準備支援補助金の給付　第五十一条第二項の規定による新人弁護士等準備支援補助金の貸付け

4　施行日以後に旧経済的支援規則第六条第一項に規定する偏在対応弁護士養成事務所拡張支援補助金、旧経済的支援規則第十一条第一項に規定する偏在対応弁護士養成費用支援補助金又は旧経済的支援規則第十六条第一項に規定する偏在対応弁護士定着等準備支援補助金についての償還は、第六十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による返還又は第五十二条第一項の規定による返

済とみなす。

（弁護士過疎・偏在対策に関する活動に係る経過措置）

第八条　第七十二条の規定については、施行日以後に行われる同条第三項の申請に係る手続から適用する。

（会計に関する経過措置）

第九条　この附則に規定するほか、施行日前に旧ひまわり基金規則又は旧経済的支援規則の規定により支出され、その返還等により附則第二条第一号の規定による廃止前の日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱第一項の「日弁連ひまわり基金」又は規程附則第二項の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程（会規第八十二号）第四条の特別会計に属すべきこととなる金員について返還等があったときは、当該金員は、第七十四条第一項第五号から第七号まで又は第十号に掲げる収入のいずれかとみなす。

（弁護士定着支援に対する支出等に関する経過措置）

第十条　附則第二条第二号の規定にかかわらず、旧ひまわり基金規則中一部改正（平成二十二年一月二十一日改正）附則第一項の規定による改正前の旧ひまわり基金規則第七条から第七条の四までの規定に基づく申請に対する支出については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年三月一四日改正）

第四条第一項第一号イ及び第三号、第五条第三号、第十六条第二項第七号、第三十六条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第五十二条第二項第一号、第五十三条第一項第二号、第五十五条第七項第一号及び第二号、第五十七条第四項第一号及び第二号、第六十一条第一項、第六十五条第一項並びに附則第十条（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年三月一九日改正）

第五条第五号の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行し、平成二十七年度の援助金の申請から適用する。

附　則（平成二七年一二月一八日改正）

第七十四条第一項第一号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年一月一九日改正）

第二条第三号及び第二十条第二項第二号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行し、平成二十九年度の援助金の申請から適用する。

附　則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則　第二条、第一二条、第一三条、第一五条、第一六条、第二二条、第二三条、第二四条、第二六条、第二八条、第三〇条、第三四条、第三五条、第三六条、第三七条、第三八条、第三九条、第四〇条、第四一条、第四二条、第四三条、第四四条、第四五条、第四六条、第四七条、第四八条、第五〇条、第五三条、第五五条、第五七条、第六一条、第六三条、第六五条、第六八条、第六九条、第七〇条、第七四条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日から施行）

附　則（令和四年一一月一六日改正）

第二条第二号イ及び第四号から第八号まで、第四条第一項第一号イ及び第六号（新設）、第六条の二（新設）、第七条第一項、第八条並びに第十条の改正規定は、令和五年四月一日から施行し、令和五年度の援助金の申請から適用

する。

附　則（令和五年七月一三日改正）

1　目次、第二十五条第一項第三号（新設）及び第四号（新設）、第二項、第五項並びに第六項、第二十六条第一項、第三項、第四項及び第六項から第九項まで、第三十条各号列記以外の部分、第四号（新設）及び第五号（新設）、第三十六条の二（新設）、第四十二条の二（新設）、第四十七条の二（新設）並びに第四章第五節（新設）及び第六節（新設）の改正規定（以下「本改正規定」という。）は、令和五年十月一日から施行する。

2　改正後の第三十条各号列記以外の部分、第四号及び第五号、第三十六条の二、第四十二条の二、第四十七条の二並びに第四章第五節及び第六節の改正規定は、令和二年十月一日以降に発生した大規模災害による被災に係る申請から適用する。

3　改正後の第二十五条第一項第三号及び第四号、第二項、第五項並びに第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定は、令和五年一月一日以降に発生した大規模災害による被災に係る申請から適用する。

4　本会は、本改正規定の施行後五年を経過した場合において、本改正規定による改正後のこの規則の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。